

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

南砺市地域資源の循環利用と交流人口の拡大を目指す道づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

富山県及び富山県南砺市

3 地域再生計画の区域

富山県南砺市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

本計画区域である南砺市は、富山県の南西部に位置し、岐阜県を源とする庄川^{しょうがわ}や利賀川^{とががわ}、百瀬川^{ももせがわ}などが南北に流れ、富山湾に流れ込んでいる地域である。

上流域は標高1,000～1,800mの急峻な山岳地形で、豊かな自然に恵まれており、国立自然公園1箇所（白山）や県立自然公園3箇所（五箇山^{ごかやま}・白木水無^{しらきみずなし}・医王山^{いおうぜん}）が指定され、特に計画区域のおよそ8割を占める森林は、地域の景観を形づくる重要なものであり、林業活動だけでなく、登山や森林浴、レクリエーションの場として多くの人から利用されている。

また、全国や世界からも多くの観光客が訪れる世界遺産「五箇山合掌造り集落」や演劇の聖地「利賀芸術公園」、地元特産品である蕎麦の蕎麦打ち体験ができる「そばの郷 うまいもん館 そば工房」など郷土の伝統や文化を育んできた観光施設が充実している。

4-2 地域の課題

本地域では、豊富な地域資源を活用した自立循環型社会を目指す「南砺市エコビレッジ構想」を策定し、木質バイオマス資源の利活用や再生可能エネルギー設備の導入を進めている。その一つの施策として木質ペレットや薪製造工場を整備し、森林の育成過程で発生する間伐材などの未利用材の有効活用を進めているが、豊富な森林資源を有する奥山へ至る林道等が未整備のため、森林整備に遅れが生じており資源を有効活用しきれていない。

また、地域の過疎化や高齢化の進行により林業従事者の確保・定着が問題となっており、その原因のひとつとして現場へのアクセスの困難さがある。

一方、観光客を呼び込むため、雄大な自然に囲まれた芸術公園や森林レクリエーションを楽しむための国際キャンプ場、登山道など整備が進められてきたが、各々が山間地に散在し、地域間を結ぶ狭隘な道が広域観光の妨げとなっている。また、

一時的にコロナ禍で落ち込んだ観光客などの入込者数も以前の状態まで戻ってきていない。

前回計画『南砺市森と文化が育む地域づくり計画』で整備した市道「^{しもでいりたに}下出入谷線」の完成により国道 156 線から利賀地域への利便性が改善され、円滑な通行が可能となった。また突っ込み線形であった林道「^{たがそうれい}高草嶺線」の開設により、他の既設林道と繋がったことから麓の猪谷集落と森林地帯を周回できるようになり、森林整備の効率化が図られた。

一方では、昨今の気候変動の影響により集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化する傾向にあるが、過去には平地域から利賀地域へのアクセス道路となっている市道「山の神線」で土砂崩れが発生し、一時通行止めとなった際に林道が迂回路の役目を果たし影響を最小限に留めた事例があり、今回の計画で整備する市道や林道においても幹線道路の迂回路としての役割が期待されており、引き続き整備が求められている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地域創生道整備推進交付金を活用して市道と林道を一体的に整備することにより、奥山の森林整備を進め、そこから搬出される木材を加工し製造するペレットや薪などの木質バイオマス燃料を市内全域に運搬し、地域資源の循環利用を図る。

さらに、狭隘な区間を有し、未舗装の市道を改良拡幅することにより利賀川と百瀬川の川沿いに点在する集落や各観光施設の間の移動の利便性を向上させ、観光客の入込増加や移動時間の短縮による滞在時間の延長に繋げる。

これらの市道や林道の開設・改良によりアクセスや利便性が向上することから、地域内での森林整備に携わる雇用を確保し定住を促進させる。

(目標 1) 森林資源の有効活用 (素材生産量の拡大)

30,859 m³/年 (令和 4 年度) → 36,300 m³/年 (令和 11 年度)

(目標 2) 地域内の林業就業者数

人口の減少や高齢化を見据え、現状維持とする

66 人 (令和 4 年度) → 66 人 (令和 11 年度)

(目標 3) 観光交流の活性化 (年間観光入込客の増加)

282 万人 (令和 4 年度) → 303 万人 (令和 11 年度)

(目標 4) 観光施設間の移動時間の短縮

(利賀芸術公園⇔そばの郷 うまいもん館 そば工房)

21 分 (令和 4 年度) → 19 分 (令和 11 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

利賀地域には南北を貫く利賀川と百瀬川の川沿いに県道 34 号利賀河合線と県道 229 号上百瀬島地線がそれぞれ整備されており、その県道を東西に結ぶ市道「坂上上百瀬線」と「藤巻線」を整備することにより、上百瀬地区にある「利賀国際キャンプ場」や「利賀芸術公園」と坂上地区にある「そばの郷 うまいもん館 そば工房」などの観光施設間の移動時間の短縮が図られ利便性や周遊性が向上し滞在時間の延長に繋げる。

また、市道「坂上上百瀬線」を起点とし利賀地域の森林地帯を南北に縦貫する林道「ふれあいの森線」とそれに接続し、坂上集落から森林地帯への連絡路となる林道「尾洞山線」を一体的に整備することにより、未利用資源の生産搬出や林産物の運搬の効率化を図る。

さらに、平・上平地域を結ぶ「高成 1 号線」の開設により森林整備の促進や林産物の運搬のみならず、災害等非常時においては国道 156 号線を補完する迂回路として活用する。

これらの路網整備により白木水無県立自然公園内の人形山（日本三百名山）や金剛堂山（日本二百名山）へのアクセスの改善にも繋がり登山者の増加も見込まれる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。（）内は認定年月日。

坂上上百瀬線（平成 16 年 11 月 1 日）

藤巻線（平成 16 年 11 月 1 日）

- ・林道 森林法による庄川地域森林計画（令和 5 年 12 月樹立）に路線を記載。
ふれあいの森線、高成 1 号線、尾洞山線

[施設の種類] [事業主体]

- ・市道 南砺市
- ・林道 富山県、南砺市

[事業区域]

- ・南砺市

[事業期間]

- ・市道 令和 7 年度～令和 11 年度
- ・林道 令和 7 年度～令和 11 年度

[整備量及び事業費]

- ・市道 0.45 km、林道 2.59 km
- ・総事業費 1,385,000 千円（うち交付金 692,500 千円）

市道 155,000 千円（うち交付金 77,500 千円）

林道 1,230,000 千円（うち交付金 615,000 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R4)	R7	R8	R9	R10	R11
指標1 年間観光入込客数の増加 利賀芸術公園や利賀国際キャンプ場 及び近隣イベントでの入込客数(人)	21,453	27,600	27,700	27,800	27,900	28,000
指標2 ペレット燃料製造量の増加 ペレット燃料製造量(t)	890	900	950	1,000	1,050	1,100
指標3 移動時間の短縮 利賀芸術公園⇄そばの郷(分)	21	20	20	20	19	19

毎年度終了後に富山県と南砺市の職員が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

近接する市道及び林道の整備において発注時期を調整し工事期間を重複させることにより、同じ業者が工事を請け負った場合、技術者の兼務や作業員の融通が可能となり、個別に整備するのとは比べて効率的な工事施工に繋がり、建設業界が抱える技術者不足、人手不足に対応し、整備コストの削減や地域経済の活性化が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

また、林道「ふれあいの森線」と「高成^{たかなり}1号線」の整備は、富山県国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。

(デジタル社会の形成への寄与)

林道の施工現場は山間奥地の携帯電話圏外の地域であり、低軌道衛星による通信サービスを活用し、工事の段階確認など双方向通信により受発注者の業務効率化を図ることで、働き方改革の促進と生産性向上の実現を目指している。また、災害や事故など万が一の緊急時においても早急な情報共有が図れることができ、労働安全性の向上にも寄与している。

開設後は南砺市において通常のパトロールを行うほか、橋梁や法面などの施設点検や災害発生時にはドローンを用いて調査・測量を実施し復旧計画を策定する。

さらには林道開設によりアプローチが容易となった森林整備エリアにおいては、航空レーザ計測による森林資源調査（樹種や材積の把握等）を実施し将来の森林整備計画の策定に利用するなどデジタル社会の形成に寄与する事業と

なっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「南砺市地域資源の循環利用と交流人口の拡大を目指す道づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置 「該当無し」

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 南砺市エコビレッジ構想

内 容 基本理念を「小さな循環による地域デザイン」とし、自然との共生による地域資源を活かした持続可能な循環型社会の構築を目指しており、「再生可能エネルギーの利活用による地域内エネルギー自給と技術育成」、「農林業の再生と商工観光業との連携」「健康医療・介護福祉の充実と連携」「未来を創る教育・次世代の育成」「コミュニティビジネスなどによるエコビレッジ事業の推進」「森や里山の活用と懐かしい暮らし方の再評価による集落の活性化」の6つの基本方針によって取組を進めている。

実施主体 南砺市

実施期間 平成 25 年 3 月～

(2) 南砺市再生可能エネルギー促進事業

内 容 エコビレッジ構想の基本方針による取組の一つであり、未利用の木質資源を薪やペレット燃料に加工することで木質バイオマスエネルギーを創出し、熱エネルギーとしての分野で活用しながら低炭素化と新たな産業を創出し、地域内循環による地域経済の活性化を進めている。

具体的には製造した薪やペレット燃料の利用促進を図るため、木質ペレット又は薪等を燃料として使用するストーブを設置する費用に対する補助金の交付、また市内で製造された木質ペレット燃料の購入に対して、購入費の一部を支援している。

実施主体 南砺市

実施期間 平成 31 年度～

(3) 南砺市森づくりプラン

内 容 森林法第10条の5の規定に基づき、南砺市長が地域の森林・林業の特徴を踏まえ、森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林保護などの規範、路網整備の考え方など長期的な視点に立って策定する森林づくりの構想である。

実施主体 南砺市

実施期間 令和6年度～令和15年度

(4) 第2次南砺市交流観光まちづくりプラン

内 容 「ヒトづくり、モノづくり、コトづくり」の推進を目的に、観光産業のみならず、農林商工業をはじめ、文化活動、友好交流活動などが幅広く連携・協力し、交流観光産業が育まれるまちづくりを目指した「第2次南砺市交流観光まちづくりプラン」を令和4度に策定し、取組を進めている。

実施主体 南砺市

実施期間 令和5年度～令和14年度

(5) 南砺市 VR360度バーチャルツアーin五箇山

内 容 インバウンド向けプロモーションとして360度VR撮影技術を活用して南砺市内の観光資源の撮影を行いバーチャルツアーを制作し南砺市の魅力を効果的に発信している。(デジタル田園都市国家構想交付金)

実施主体 南砺市

実施期間 令和6年3月～

(6) 富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場

内 容 工事の段階確認等において、双方向通信により監督員がモニターで現場等の確認を行うものであり、移動時間の縮減や業務の効率化を図ることを目的としている。

林道の工事現場など山間奥地の通信が困難な地域では情報通信環境が整っていないことから、低軌道衛星を用いた通信サービスを活用し、通信環境の構築を図っている。

実施主体 富山県

実施期間 令和6年度～

6 計画期間

令和7年度～令和11年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に、富山県と南砺市が指標の基礎数値等の調査を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、南砺市の観光入込者数のデータや富山県の森林・林業統計データを用い、中間評価、事後評価の際には、これらのデータを用い、富山県と南砺市からなる評価会議により達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行い、評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和4年度 (基準年度)	令和9年度 (中間年度)	令和11年度 (最終目標)
目標1 素材生産量の増加	30,859 m ³ /年	35,000 m ³ /年	36,300 m ³ /年
目標2 地域内の林業就業者数	66人	66人	66人
目標3 年間観光入込客の増加	282万人	299万人	303万人
目標4 観光施設間の移動時間の短縮 (利賀芸術公園⇄そばの郷)	21分	20分	19分

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
素材生産量の増加	県及び南砺市の調査データより
地域内の林業就業者数	県及び南砺市の調査データより
年間観光入込客の増加	県及び南砺市の調査データより
観光施設間の移動時間の短縮	県及び南砺市による現地踏査より

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（富山県森林政策課のホームページ）により公表する。